



令和7年卯月

城北中だより

城北中学校教育目標

- 思いやりのある生徒
- 真剣に学ぶ生徒
- 健康な生徒

エージェンシーの育成に向けて

校長 和田 卓也

早いもので、始業式・入学式から2週間が過ぎました。入学式の素敵な新入生の姿（壇上の校長の目を見て、一礼する姿 等）や、「出会いの広場」での2・3年生の気持ちの伝わる立ち振る舞いに、多くの教職員が今年に向けての生徒の意気込みを実感しているところです。特に、1年生に学校生活について紹介することを目的にした「出会いの広場」では生徒会活動であるという趣旨を鑑み、（学校運営の方針のみ事前に伝える形で）校長挨拶を削除し、基本的にすべてを生徒会の運営で行ってもらったところ、生徒会だけでなく上級生全体としてその意を理解し、想像を超える会に仕上げてくれたことに感動しました。生徒たちにきちんと「目的」や「意味」を伝える事が、生徒の「エージェンシー（変化を起こすために、自分で目標を設定し、振り返り、責任をもって行動する力）」育成に欠かせないことを改めて実感させられたところです。



そこで今回の学校便りは、生徒たちに向けた本校のいじめ防止に向けた基本的な考え方を説明するための資料（各クラスで学級指導の資料として活用予定）として作成しました。また、その資料を学校便りとしたのは、学校での周知（指導）の内容を、保護者及び地域の方々と共有することで学校・地域・家庭が連携して取り組む体制に繋がたいという思いからです。生徒向けの説明資料ということで、一部抜粋や分かりやすく簡略化しております。正式な本校のいじめ防止基本方針は学校ホームページ上に掲載しておりますのでそちらもご参照ください。

いじめ防止は、学校（教職員）だけでは、実現は困難です。最後に、生徒や保護者・地域の皆さんに、特に「早期対応」の観点からのお願いを載せさせていただきました。ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

【いじめ防止に向けた基本的な考え方について】

（1）いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日）より（一部省略・簡略化）

（いじめの定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、

①**児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、**

②**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**をいう。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、

- ①いじめが全ての児童等に関する問題であるため
- ②児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、
- ③学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめ問題に関する児童等の理解を深めることを大切に考え行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務) …省略 (地方公共団体の責務) …省略 (学校の設置者の責務) …省略

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。(目的)

※以下省略

(2) 城北中学校いじめ防止基本方針 (一部抜粋 簡略化あり)

①本校のいじめ問題に対する基本姿勢…「いじめ見逃しゼロ」が合言葉

- ・いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりえる。
- ・「いじめを受けた生徒の立場」でいじめを発見→「抱きついてでも」止める
- ・いじめ相談を受けた場合→学校全体(組織的)で対応
- ・認識「いじめは絶対に許されない」覚悟「いじめられる生徒を絶対に守り抜く」

②組織

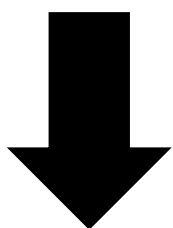
- (ア) 教職員…「いじめ対策委員会」(いじめ防止対策推進法 第22条)
→定例会(年3回)…教職員+PTA会長+学校運営協議会委員+その他
校内委員会(週1回程度開催される「生徒指導委員会」と併催)
臨時部会(必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催)
- (イ) 生徒…子どもいじめ対策委員会(エージェンシー溢れる取組を期待!!)
→生徒会本部役員・各専門委員会委員長を構成員とし、年2回程度開催

③具体的な取組(教職員)

- (ア) いじめの未然防止…道徳教育(教育活動全体)の充実 潤いの時間「人間関係プログラム」
「いのちの支え合い」を学ぶ授業・インターネット安全教室 等
- (イ) いじめの早期発見…日頃の観察・各種アンケート・教育相談週間(面談)等

生徒の皆さんへ

「いじめ見逃しゼロ」の実現には、みんなの力が必要です。



「なぜ」…①教員だけでは気づけない場合もある。

②当事者だけでは止まらないことも多い。

→「いじめてる人」…いじめとっていないこともある。

→「いじめられている人」…自分から言い出せないこともある。

考える …「これって「いじめ」じゃない? 止めなきゃ!!」



反応する…以下の①②③のどれかを頑張って!!

①いじめられていると思われる人に…「大丈夫…つらくない?」

②いじめていると思われる人に…「いじめじゃないの? やめなよ!」

③直接言いにくい。言っても変わらない時は「先生」を頼って!!

いじめ撲滅も「チーム城北」!!

※保護者並びに地域の皆様へ

「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりえる。」

→お子さん(生徒)の様子がおかしい(いつもと違う)と思ったら、是非、早めにご連絡(ご相談)ください。ご協力をお願いします。

5月の予定

日	曜	学 校 行 事 等
5/1	水	学校閉庁日(市民の日)
2	金	4/12の振替休業日
3	土	憲法記念日
4	日	みどりの日
5	月	こどもの日
6	火	みどりの日(振替休日)
7	水	体育祭練習 (7時間授業)
8	木	歯科健診 1年,2-1,2,7・8組 体育祭練習(7時間授業)
9	金	内科検診3-1,2,3,7・8組 13:30～ 体育祭練習(7時間授業)
10	土	市通信陸上 チャレンジスクール
11	日	
12	月	前期教育実習開始(～5/27) 体育祭予行 (雨天：火曜授業)
13	火	月曜授業 市通信陸上 内科検診1-1,2,3 13:30～
14	水	金曜授業 管弦楽教室 体育祭練習 3年⑤⑥修学旅行説明会
15	木	体育祭練習 (7時間授業) 市通信陸上
16	金	水曜授業
17	土	体育祭 (雨天：水曜授業)
18	日	
19	月	振替休業日 (5/17体育祭)
20	火	内科検診1-4,2-1,2 13:30～
21	水	体育祭予備日
22	木	専門委員会 心臓健診13:30～
23	金	
24	土	チャレンジスクール
25	日	市長選挙
26	月	
27	火	第1回小・中合同研修 (相互授業参観) 尿検査2次
28	水	歯科健診3-2,3,4
29	木	壮行会
30	金	内科検診2-3,4,3-4 13:30～
31	土	

4/11 (金) 出会いの広場

2・3年生が、1年生に城北中学校の生活を紹介する「出会いの広場」がありました。委員会活動の紹介や各部活動のパフォーマンスなど、工夫をこらした発表が見られました



4/12 (土) 土曜授業・引き渡し訓練

新しい環境の中、初めての公開授業。少し緊張しながらも、しっかりと授業を受けていました。

4時間目の支団別下校では、大規模災害を想定し、集団下校希望者と引き渡し下校希望者の確認をしました。その後、支団別に下校しながら、災害時に通学路で危険となりそうな箇所や通行が難しいと想定される場所などを確認しました。



学校安心メールについて

さいたま市では、緊急時の連絡等を電子メールで配信しています。5月21日(水)に、さいたま市から安心メールのテスト配信も予定されています。未登録の方は過日配付してあるお知らせから登録をお願いいたします。

また、城北中学校では、学校から出される手紙等をスクリレを活用し電子配信しています。こちらの登録にもご協力ください。スクリレの登録案内書を紛失された方は、担任までご相談ください。